

6 . 富田林市水道事業給水条例施行規則

昭和 37 年 7 月 1 日

規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、富田林市水道事業給水条例(昭和 36 年条例第 11 号。以下「条例」という。)第 41 条の規定により条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(届出を怠つた場合の料金)

第 2 条 条例第 7 条の規定による届出がないときは、管理者が認定した料金を徴収し、水道を使用しない場合でも所定の基本料金を徴収する。ただし、天災その他管理者がやむをえない理由があると認めるときは、この限りでない。

(給水装置の構成及び付属用具)

第 3 条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、水道メーター(以下「メーター」という。)及びその他給水用具等をもつて構成する。ただし、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置には、止水栓ます、メーターます、その他付属用具を備えなければならない。

(給水装置の新設等の申込)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項に規定する給水装置の新設、増設、改造及び撤去をしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、「給水装置工事申込書」及び「給水管工事施行承認申請書」を提出しなければならない。

2 前項の申込者が工事を変更又は取消しをしようとするときは、直ちに管理者にその旨を申し出なければならない。

3 前項の規定による工事の変更又は取消しにより生じた損失は、当該工事申込者の負担とする。

(利害関係人の同意書等の提出)

第 5 条 条例第 10 条第 2 項の同意書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 他人の土地を通過して給水装置を設けようとする者は、当該土地所有者の承諾書

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設けようとするときは、給水装置所有者の承諾書

(3) その他必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

2 前項第 2 号の給水装置所有者が、当該給水装置を移設又は廃止する場合において、分岐給水装置所有者が当該分岐給水装置の改造又は給水装置取得の手続きをしないときは、廃止したものとみなす。

(工事の施行)

第 6 条 給水装置の新設、増設、又は改造をする者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「政令」という。)第 4 条に定める基準に適合させなければならない。

(工事の検査)

第7条 条例第11条第2項に規定する工事の検査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 給水管の管種、口径及び延長、メーターを設置する位置等について、竣工届との照合
- (2) 構造及び材質が政令第4条に適合しているかの確認
- (3) 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所
- (4) 給水管の埋設の深さ
- (5) 水圧試験
- (6) その他管理者が必要と認める事項

2 主任技術者は、前項各号に定める検査を行い、給水装置工事竣工届と同時に、管理者に提出しなければならない。

3 竣工後に前項の検査ができないものは、その都度検査を受けなければならない。

(給水方式)

第8条 給水方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結式 配水管の水圧を利用し、給水栓まで直接給水する方式
- (2) 受水槽式 配水管から一旦受水槽に受け、この受水槽から給水する方式

2 前項各号に掲げる給水方式は、給水の高さ、所要水量、使用用途等をもつて管理者が決定する。

(給水管の口径)

第9条 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 条例第13条第1項に規定する構造及び材質は、管理者が別に定める。

(工事費の算出方法)

第11条 条例第16条第3項に規定する給水装置工事の工事費の算出方法は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価額を乗じて算出する。
- (2) 労力費は、掘削及び埋戻し、管類、弁栓類の接合、取付け、切離し等のそれぞれの作業に要する労務費の算出歩数に、その作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じて算出する。労務費算出歩数、配管工及び土工の賃金の額は、管理者が別に定める。
- (3) 道路復旧費は、管理者が別に定める単価に、その工事による道路の掘削跡の道路管理者の定めによる復旧面積を乗じて算出する。
- (4) 間接経費は、監督料、損料及び事務経費とし、前各号の工事費合計額に100分の15を乗じた額とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、その額を減免することができる。

第12条 削除 第13条 削除 第14条 削除

(給水装置の修繕)

第 15 条 条例第 17 条第 2 項に規定する給水装置の修繕に要した費用は、管理者が別に定める。

2 市が施行した工事で竣工後 6 カ月以内にその給水装置が損傷したときは、市の費用をもつて修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(水量の認定)

第 16 条 条例第 21 条第 1 項ただし書に規定する管理者が必要と認めるときとは、メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量(以下「使用水量」という。)が不明の場合をいう。

2 使用水量の認定の方法は、次のとおりとする。

(1) メーターの故障が前回のメーター点検後に生じたものと認められるときは前回の使用水量

(2) メーターの故障が前回の点検前に生じたものと認められたときは前々回の使用水量

(3) 前各号により難しい場合は、新たにメーターを取り付け、それにより推定算出した水量

第 17 条 条例第 24 条第 2 項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については色及びにごり並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

(用途の適用基準)

第 18 条 条例第 26 条に規定する普通栓及び特殊栓の適用基準は、次のとおりとする。

(1) 普通栓

口径 40 ミリメートル未満及び口径 40 ミリメートル以上の給水装置で第 2 号に属さないもの

(2) 特殊栓

浴場給水装置 公衆浴場法により許可を受けた公衆浴場の用に供するもの

共用給水装置 2 戸以上の家庭が給水装置 1 栓により共同で日常生活に供するもの

臨時給水装置 工事その他臨時の用に供するもの

特殊給水装置 水道法による専用水道として確認を受けたもので管理者が定めたもの

(資料提出の請求)

第 19 条 用途の適用又は使用水量の認定等について管理者が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(料金の算定)

第 20 条 料金は、条例第 21 条の規定により計量した使用水量をもつて算定する。

2 条例第 21 条第 1 項ただし書の規定に基づく料金の算定は、第 16 条第 2 項により認定した使用水量による。

(料金の徴収)

第 21 条 料金その他納付金は、市が委託する集金人が徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、納額告知書及び口座振替によつて納付させることができる。

(料金等の領収及び集金人印)

第 22 条 集金人が徴収する料金その他納付金に対する領収書は、企業出納員の領収印及び集金人の印があるものに限り有効とする。

(料金の減免)

第 23 条 管理者は、次の各号の一に該当する世帯(普通栓で口径 40 ミリメートル未満の給水装置で給水する世帯に限る。)に対し、申請により当該世帯に係る料金のうち 1 カ月につき基本料金の 2 分の 1 を減額する。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する者が属する世帯

(2) 大阪府療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が重度(A)に該当する者が属する世帯

(各種届書)

第 24 条 この規則による申込、申請又は届出等に要する書類の用紙は、水道局において交付する。ただし、様式を定めていないものは、適宜の文書により提出することができる。

2 軽易な届出については、本人又は代理人が水道局に口頭で届けであることができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 25 条 [条例第 36 条第 2 項](#)の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、[水質基準に関する省令](#)(平成 4 年厚生省令第 69 号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

1 この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

2 富田林市上水道条例施行規則(昭和29年12月1日規則第4号)は、廃止する。

3 この規則施行の際、改正前の規則により施行された工事は、この規則により施行されたものとみなす。

附 則(昭和44年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年管理規則第1号)

この規則は、昭和47年5月分水道料金から適用する。

附 則(昭和55年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成8年規則第9号)

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第27号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第47号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。